

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
シクロプロトリン	1
セトキシジム	4
フルオルイミド	7
ペンフルフェン	10
農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）	11

【参考】

（幹事会で食品健康影響評価を実施する農薬）	
フルオピラム	12
（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
エタボキサム	13
チフルザミド	14
シプロジニル	18
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
テブフロキン	22
ペンディメタリン	23
ボスカリド	26

シクロプロトリン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定 ・ 魚介	ピレスロイド系	神経興奮作用	殺虫剤	農薬抄録

【試験成績の概要】

1. 暫定基準は別添のとおり。
2. 魚介類への基準値設定が要請されている。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験

ラットを用いた体内動態が検討され、吸収率は少なくとも 42%であった。排泄は速やかで、投与後 7 日までに 96.0～99.0%TAR が尿及び糞中に排泄された。主要排泄経路は胆汁排泄を含む糞中（約 47～95%TAR）であった。親化合物は尿中及び胆汁中にはほとんど認められず、尿中の主要代謝物は M-X であった。糞中ではほとんどが未変化のシクロプロトリンとして認められた。

2. 植物体内運命試験

水稻、だいず、みかん及びキャベツを用いて実施され、主要代謝物はだいずで M-X が 10.3%TAR 認められたのみで、ほとんどが未変化の親化合物であった。

3. 毒性試験においてシクロプロトリンの影響は、主に嘔吐、体重増加抑制、肝（重量増加等）等に認められた。ラット亜急性神経毒性試験において、握力低下、自発運動量減少等が認められた。

4. マウス 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄に肝細胞腺腫及び肝細胞がん発生の有意な増加が認められた。本剤の発がんイニシエーター作用及びプロモーション作用が検討され、作用はないものと考えられた。肝薬物代謝酵素誘導作用があり、発がん性は二次的な非遺伝的機序であると考えられた。また、発がんリスクについての VSD は 0.0046 ppm であった。

4. 繁殖毒性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第三部会

シクロプロトリン(CYCLOPROTHRIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値																							
米(玄米)	0.1	登録		0.1							4	みかん	0.2	登録		0.2							4
												なつみかん											
												なつみかんの外果皮	20	登録		15							4
小麦	0.02	その他									6-4	なつみかんの果実全体	0.2	登録		0.2							4
大麦	0.02	その他									6-4	レモン	0.2	登録		0.2							4
ライ麦	0.02	その他									6-4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	登録		0.2							4
とうもろこし	0.02	その他									6-4	グレープフルーツ	0.2	登録		0.2							4
そば	0.02	その他									6-4	ライム	0.2	登録		0.2							4
その他の穀類	0.02	その他									6-4	その他のかんきつ類果実	0.2	登録		0.2							4
大豆	0.1	登録		0.1							4	りんご	0.2	登録		0.2							4
小豆類	0.1	登録		0.1							4	日本なし	0.2	登録		0.2							4
えんどう	0.1	登録		0.1							4	西洋なし	0.2	登録		0.2							4
そら豆	0.1	登録		0.1							4	マルメロ	0.2	登録		0.2							4
らっかせい	0.1	登録		0.1							4	びわ	0.2	登録		0.2							4
その他の豆類	0.1	登録		0.1							4												
ばれいしょ	0.02	その他									6-4	もも	0.2	登録		0.2							4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	その他									6-4	ネクタリン	0.2	登録		0.2							4
かんしょ	0.02	その他									6-4	あんず(アブリコットを含む。)	0.2	登録		0.2							4
やまいも(長いもをいう。)	0.02	その他									6-4	すもも(プルーンを含む。)	0.2	登録		0.2							4
こんにゃくいも	0.02	その他									6-4	うめ	0.2	登録		0.2							4
その他のいも類	0.02	その他									6-4	おうとう(チェリーを含む。)	0.2	登録		0.2							4
てんさい	0.02	その他									6-4	いちご	0.2	登録		0.2							4
さとうきび	0.02	その他									6-4	ラズベリー	0.2	登録		0.2							4
											6-4	ブラックベリー	0.2	登録		0.2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	ブルーベリー	0.2	登録		0.2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	その他									6-4	クランベリー	0.2	登録		0.2							4
かぶ類の根	0.02	その他									6-4	ハuckleベリー	0.2	登録		0.2							4
かぶ類の葉	0.02	その他									6-4	その他のベリー類果実	0.2	登録		0.2							4
西洋わさび	0.02	その他									6-4												
クレソン	0.02	その他									6-4	ぶどう	0.2	登録		0.2							4
はくさい	0.02	その他									6-4	かき	0.2	登録		0.2							4
キャベツ	0.02	その他									6-4	バナナ	0.2	登録		0.2							4
芽キャベツ	0.02	その他									6-4	キウイ	0.2	登録		0.2							4
ケール	0.02	その他									6-4	パパイヤ	0.2	登録		0.2							4
こまつな	0.02	その他									6-4	アボカド	0.2	登録		0.2							4
きょうな	0.02	その他									6-4	パイナップル	0.2	登録		0.2							4
チンゲンサイ	0.02	その他									6-4	グアバ	0.2	登録		0.2							4
カリフラワー	0.02	その他									6-4	マンゴー	0.2	登録		0.2							4
ブロッコリー	0.02	その他									6-4	パッションフルーツ	0.2	登録		0.2							4
その他のあぶらな科野菜	0.02	その他									6-4	なつめやし	0.2	登録		0.2							4
ごぼう	0.02	その他									6-4	その他の果実	0.2	登録		0.2							4
サルシフィア	0.02	その他									6-4												
アーティチョーク	0.02	その他									6-4	ひまわりの種子	0.2	登録		0.2							4
デコリ	0.02	その他									6-4	ごまの種子	0.2	登録		0.2							4
エンダイブ	0.02	その他									6-4	べにばなの種子	0.2	登録		0.2							4
しゅんぎく	0.02	その他									6-4	綿実	0.2	登録		0.2							4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.02	その他									6-4	なたね	0.2	登録		0.2							4
その他のきく科野菜	0.02	その他									6-4	その他のオイルシード	0.2	登録		0.2							4
たまねぎ	0.02	その他									6-4	ぎんなん	0.2	登録		0.2							4
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	その他									6-4	くり	0.2	登録		0.2							4
にんにく	0.02	その他									6-4	ペカン	0.2	登録		0.2							4
にら	0.02	その他									6-4	アーモンド	0.2	登録		0.2							4
アスパラガス	0.02	その他									6-4	くるみ	0.2	登録		0.2							4
わけぎ	0.02	その他									6-4	その他のナッツ類	0.2	登録		0.2							4
その他のゆり科野菜	0.02	その他									6-4												
にんじん	0.02	その他									6-4	茶	0.5	登録		0.5							4
パースニップ	0.02	その他									6-4	コーヒー豆	0.02	その他									6-4
パセリ	0.02	その他									6-4	カカオ豆	0.02	その他									6-4
セロリ	0.02	その他									6-4	ホップ	0.02	その他									6-4
みつば	0.02	その他									6-4	その他のスパイス	0.2	独立									
その他のせり科野菜	0.02	その他									6-4	その他のハーブ	0.02	独立									
トマト	0.02	その他									6-4												
ピーマン	0.02	その他									6-4												
なす	0.02	その他									6-4												
その他のなす科野菜	0.02	その他									6-4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	その他									6-4												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	その他									6-4												
しろうり	0.02	その他									6-4												
すいか	0.2	登録		0.2							4												
メロン類果実	0.2	登録		0.2							4												
まくわうり	0.2	登録		0.2							4												
その他のうり科野菜	0.02	その他									6-4												
ほうれんそう	0.02	その他									6-4												
たけのこ	0.02	その他									6-4												
オクラ	0.02	その他									6-4												
しょうが	0.02	その他									6-4												
米成熟えんどう	0.02	その他									6-4												
米成熟いんげん	0.02	その他									6-4												
えだまめ	0.02	その他									6-4												
マッシュルーム	0.02	その他									6-4												
しいたけ	0.02	その他									6-4												
その他のきのこ類	0.02	その他									6-4												
その他の野菜	0.02	その他									6-4												

シクロプロトリン(CYCLOPROTHRIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

セトキシジム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準 魚介類への 基準値設定	シクロヘキサンジ オン系	植物体内での脂肪 の生合成を阻害す る。	除草剤	抄録 魚介類における最 大推定残留値に係 る資料

【試験成績の概要】

1. ラットの体内運命試験において、血漿中濃度は経口投与後 2～4 時間に最高値に達した後、速やかに減少した。吸収率はほぼ 100%であった。投与後 48 時間の組織中残留放射能は、肝臓、腎臓及び膀胱でやや高かったが、血液及び他の組織では僅かであった。主要排泄経路は尿中であり、投与後 48 時間までに 75.9～82.6%TRR が尿中に排泄された。尿中の主要代謝物は B であり、その他 E 及び B の isomer が比較的多く認められ、糞中でも同様の代謝物が認められた。ヤギ及びニワトリの排泄物あるいは組織中の主要代謝物は B であり、その他 C、E 及び H が多く認められた。
2. 植物体内運命試験の結果、セトキシジム処理後の残留放射能は経過日数に伴って減少し、とうもろこし、トマト、大豆等の子実又は果実中放射能は、茎葉部、根部に比べて極めて低かった。各植物試料中放射能の分析により、10%TRR を超える代謝物として B、C、E、K 及び H（抱合体を含む）が認められた。
3. セトキシジム投与による影響は、主に肝臓（重量増加、肝細胞腫大等）、体重（増加抑制：ラット及びマウス）、血液（Ht、Hb 及び RBC 減少等：イヌ）に認められた。
4. 発がん性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
5. ラットの発生毒性試験では、重篤な母動物毒性の認められる用量で、尾部奇形の発現頻度の増加が認められたが、ウサギにおいて催奇形性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第一部会

セトキシジム(SETHOXYDIM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農産物に係る基準値												みかん	1	現行	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

セトキシジム(SETHOXYDIM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
豚の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
牛の脂肪	0.2	海外				0.2					5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
牛の肝臓	0.5	海外				1	0.05				5						
豚の肝臓	0.5	海外				1	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.5	海外				1	0.05				5						
牛の腎臓	0.5	海外				1	0.05				5						
豚の腎臓	0.5	海外				1	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	海外				1	0.05				5						
牛の食用部分	0.5	海外				1	0.05				5						
豚の食用部分	0.5	海外				1	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.5	海外				1	0.05				5						
乳	0.3	海外				0.5	0.05				5						
鶏の筋肉	0.2	海外				0.2	0.05	0.2			5						
その他の家禽の筋肉	0.2	海外				0.2	0.05	0.2			5						
鶏の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
その他の家禽の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
鶏の肝臓	0.9	海外				2	0.05	0.5			5						
その他の家禽の肝臓	0.9	海外				2	0.05	0.5			5						
鶏の腎臓	1	海外				2	0.05				5						
その他の家禽の腎臓	1	海外				2	0.05				5						
鶏の食用部分	1	海外				2	0.05				5						
その他の家禽の食用部分	1	海外				2	0.05				5						
鶏の卵	1	海外				2	0.05	2			5						
その他の家禽の卵	1	海外				2	0.05	2			5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フルオリミド

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準 適用拡大申請	マレイミド骨格を有する	胞子発芽時に働く酵素などの SH 基と反応して、胞子発芽を阻害することにより効果を示す。	殺菌剤	農薬抄録

【試験成績の概要】

りんごに対する適用拡大申請がなされている。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験の結果、 T_{max} は低用量投与群で 1～4 時間、高用量投与群で 48 時間、吸収率は低用量投与群で少なくとも 34.6%、高用量投与群で少なくとも 16.3% であり、投与後 48 時間までにほとんどの放射能が排泄された。主要排泄経路は糞中であつた。主要代謝物は尿中に[S-2]、[W]及び[X]、糞中に[R]、[T]及び[W]が認められ。
2. 植物体内運命試験の結果、主要成分は未変化のフルオリミドであり、果実において代謝物は[E]であつた。そのほかには 10%TRR を超える代謝物は認められなかった。りんご葉細胞における代謝試験において、主要代謝物として[E]及び[G]が認められた。
3. フルオリミド投与による影響は、主に体重増加抑制、摂餌量低下、血液（貧血等）及び肝臓（肝細胞混濁腫脹等）に認められた。
4. ラットを用いた 3 世代繁殖試験において、親動物に一般毒性が発現する高用量で繁殖能に影響が認められ、また、無毒性量が設定できなかったが、より低用量で実施されたラットを用いた 2 世代繁殖試験においては繁殖能に影響が認められておらず、無毒性量が設定された。
5. ラットを用いた発生毒性試験①において母動物の無毒性量が設定されなかったが、最小毒性量で認められた毒性所見は体重増加抑制であり、同様の所見はより低い用量実施された発生毒性試験②においても認められ、無毒性量が得られている。
6. イヌを用いた亜急性毒性試験において無毒性量が不明確であつたが、より長期の 2 年間慢性毒性試験において無毒性量が設定されているので、イヌの無毒性量は 250 mg/kg 体重/日であると考えられた。
7. 発がん性、神経毒性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

フルオリミド(FLUOROIMIDE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん	8	現行	5								
米(玄米)	0.04	その他									6-4	なつみかん											
												なつみかんの外果皮											
小麦	0.04	その他									6-4	なつみかんの果実全体	0.04	その他									6-4
大麦	0.04	その他									6-4	レモン	0.04	その他									6-4
ライ麦	0.04	その他									6-4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.04	その他									6-4
とうもろこし	0.04	その他									6-4	グレープフルーツ	0.04	その他									6-4
そば	0.04	その他									6-4	ライム	0.04	その他									6-4
その他の穀類	0.04	その他									6-4	その他のかんきつ類果実	0.04	その他									6-4
大豆	0.04	その他									6-4	りんご	5	現行	5								
小豆類	0.04	その他									6-4	日本なし	5	登録		5							4
えんどう	0.04	その他									6-4	西洋なし	5	登録		5							4
そら豆	0.04	その他									6-4	マルメロ	5	登録		5							4
らっかせい	0.04	その他									6-4	びわ	0.04	その他									6-4
その他の豆類	0.04	その他									6-4												
ばれいしょ	0.5	現行	0.5									もも	0.04	その他									6-4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.5	登録		0.5							4	ネクタリン	5	登録		5							4
かんしょ	0.5	登録		0.5							4	あんず(アブリコットを含む。)	0.04	その他									6-4
やまいも(長いもをいう。)	0.5	登録		0.5							4	すもも(プルーンを含む。)	0.04	その他									6-4
こんにゃくいも	0.5	登録		0.5							4	うめ	0.04	その他									6-4
その他のいも類	0.5	登録		0.5							4	おうとう(チェリーを含む。)	0.04	その他									6-4
てんさい	0.04	その他									6-4	いちご	0.04	その他									6-4
さとうきび	0.04	その他									6-4	ラズベリー	0.04	その他									6-4
											6-4	ブラックベリー	0.04	その他									6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.04	その他									6-4	ブルーベリー	0.04	その他									6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.04	その他									6-4	クランベリー	0.04	その他									6-4
かぶ類の根	0.04	その他									6-4	ハuckleベリー	0.04	その他									6-4
かぶ類の葉	0.04	その他									6-4	その他のベリー類果実	0.04	その他									6-4
西洋わさび	0.04	その他									6-4												
クレソン	0.04	その他									6-4	ぶどう	0.04	その他									6-4
はくさい	0.04	その他									6-4	かき	5	現行	5								
キャベツ	0.04	その他									6-4	バナナ	5	登録		5							4
芽キャベツ	0.04	その他									6-4	キウイ	0.04	その他									6-4
ケール	0.04	その他									6-4	パパイヤ	5	登録		5							4
こまつな	0.04	その他									6-4	アボカド	5	登録		5							4
きょうな	0.04	その他									6-4	ハイナッブル	5	登録		5							4
チンゲンサイ	0.04	その他									6-4	グアバ	5	登録		5							4
カリフラワー	0.04	その他									6-4	マンゴー	5	登録		5							4
ブロッコリー	0.04	その他									6-4	パッションフルーツ	5	登録		5							4
その他のあぶらな科野菜	0.04	その他									6-4	なつめやし	0.04	その他									6-4
ごぼう	0.04	その他									6-4	その他の果実	0.04	その他									6-4
サルシフィー	0.04	その他									6-4												
アーティチョーク	0.04	その他									6-4	ひまわりの種子	0.04	その他									6-4
デコリ	0.04	その他									6-4	ごまの種子	0.04	その他									6-4
エンダイブ	0.04	その他									6-4	べにばなの種子	0.04	その他									6-4
しゅんぎく	0.04	その他									6-4	綿実	0.04	その他									6-4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.04	その他									6-4	なたね	0.04	その他									6-4
その他のきく科野菜	0.04	その他									6-4	その他のオイルシード	0.04	その他									6-4
たまねぎ	1	現行	1									ぎんなん	0.04	その他									6-4
ねぎ(リーキを含む。)	0.04	その他									6-4	くり	0.04	その他									6-4
にんにく	1	登録		1							4	ペカン	0.04	その他									6-4
にら	0.04	その他									6-4	アーモンド	0.04	その他									6-4
アスパラガス	0.04	その他									6-4	くるみ	0.04	その他									6-4
わけぎ	0.04	その他									6-4	その他のナッツ類	0.04	その他									6-4
その他のゆり科野菜	0.04	その他									6-4												
にんじん	0.04	その他									6-4	茶	35	現行	35								
パースニップ	0.04	その他									6-4	コーヒー豆	0.04	その他									6-4
パセリ	0.04	その他									6-4	カカオ豆	0.04	その他									6-4
セロリ	0.04	その他									6-4	ホップ	0.04	その他									6-4
みつば	0.04	その他									6-4	その他のスパイス	5	独立									
その他のせり科野菜	0.04	その他									6-4	その他のハーブ	0.04	独立									
トマト	0.04	その他									6-4												
ピーマン	0.04	その他									6-4												
なす	0.04	その他									6-4												
その他のなす科野菜	0.04	その他									6-4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.04	その他									6-4												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.04	その他									6-4												
しろうり	0.04	その他									6-4												
すいか	0.04	その他									6-4												
メロン類果実	0.04	その他									6-4												
まくわうり	0.04	その他									6-4												
その他のうり科野菜	0.04	その他									6-4												
ほうれんそう	0.04	その他									6-4												
たけのこ	0.04	その他									6-4												
オクラ	0.04	その他									6-4												
しょうが	0.04	その他									6-4												
米成熟えんどう	0.04	その他									6-4												
米成熟いんげん	0.04	その他									6-4												
えだまめ	0.04	その他									6-4												
マッシュルーム	0.04	その他									6-4												
しいたけ	0.04	その他									6-4												
その他のきのこ類	0.04	その他									6-4												
その他の野菜	0.04	その他									6-4												

フルオルイミド(FLUOROIMIDE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類												ミネラルウォーター類に係る基準値					
はちみつ																	

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

※表の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

ペンフルフェン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規登録申請に伴う 基準設定要請 魚介類への基準値の 要請	アルキルア ミド系	ミトコンドリアの電 子伝達系における酵 素を阻害すること により作用	殺菌剤	・農薬抄録 ・試験成績報告書

【試験成績の概要】

米、ばれいしょに対する新規登録申請及び魚介類への基準値の要請がなされている。

【事務局における気づきの点など】

1. 動物体内運命試験でラットの体内吸収率は **93.9%**と算出された。投与後 **72 時間**以内に **93%TAR** 以上が尿糞中に排泄され、蓄積傾向はみられなかった。主要排泄経路は雄では糞中であり、雌では尿、糞中（ほぼ 1/1）であった。ペンフルフェンの代謝は広汎に起こり構造中の **12** か所の部位における、水酸化、カルボン酸及びケトンへの酸化、システイン抱合、グルクロン酸抱合、アルキル側鎖の酸化開裂及び二つの環の間の開裂等の反応の組み合わせにより少量、多数の代謝物が生成した。
2. 植物体内運命試験の結果、玄米、もみがら、ばれいしょ塊茎、だいで草において残留放射能の大部分は親化合物であった。**10%TRR** を超えた主要代謝物は **[M02]**（玄米、もみがら、ばれいしょ塊茎）及びその抱合体（ばれいしょ塊茎、小麦、だいで種実）、**[M64]**（小麦）、**[M65]**（だいで）、**[M52]**（だいで）及び**[M61]**（だいで茎葉）であった。
3. 中・長期毒性試験においてペンフルフェン投与による影響は、主に体重増加抑制、肝重量増加（ラット、イヌ）に認められた。
4. 急性及び亜急性神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、及び遺伝毒性は認められなかった。

【評価を受ける部会】：評価第四部会

農薬専門調査会体制（平成24年4月農薬専門調査会決定）

幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

幹事会

納屋 聖人 《座長》
西川 秋佳 《副座長》
赤池 昭紀
上路 雅子
三枝 順三
永田 清
嘉介
長野 正充
本間 清司
松本 吉田 緑

審議結果を幹事会に報告

評価第一部会

○山崎 浩史
（昭和薬科大教授・動物代謝）
○上路 雅子 《座長》
（日植防技術顧問・植物代謝）
○相磯 成敏
（バイオアッセイ研部長・毒性）
○赤池 昭紀 《副座長》
（名古屋大教授・神経毒性）
○津田 修治
（岩手県環境保健研究センター・毒性）
○義澤 克彦
（関西医科大講師・毒性）
○福井 義浩
（徳島大教授・生殖）
○堀本 政夫
（千葉科学大教授・生殖）
○若栗 忍
（秦野研研究員補・遺伝毒性）

評価第二部会

○細川 正清
（千葉科学大学部長・動物代謝）
○腰岡 政二
（日本大教授・植物代謝）
○泉 啓介
（徳島大教授・毒性）
○藤本 成明
（広島大准教授・毒性）
○松本 清司 《副座長》
（信州大准教授・毒性）
○吉田 緑 《座長》
（国衛研室長・毒性）
○桑形 麻樹子
（秦野研室長・生殖）
○根岸 友恵
（岡山大准教授・遺伝毒性）
○本間 正充
（国衛研部長・遺伝毒性）

評価第三部会

○永田 清
（東北薬科大教授・動物代謝）
○田村 廣人
（名城大教授・植物代謝）
○浅野 哲
（国際医療福祉大教授・毒性）
○小野 敦
（国衛研主任研究官・毒性）
○三枝 順三 《座長》
（JST技術参事・毒性）
○納屋 聖人 《副座長》
（産総研主任研究員・生殖）
○八田 稔久
（金沢医科大教授・生殖）
○佐々木 有
（八戸高専教授・遺伝毒性）
○増村 健一
（国衛研主任研究官・遺伝毒性）

評価第四部会

○玉井 郁巳
（金沢大教授・動物代謝）
○根本 信雄
（富山大名誉教授・動物代謝）
○與語 靖洋
（農環研研究コーディネータ・植物代謝）
○川口 博明
（鹿児島大准教授・毒性）
○長野 嘉介 《副座長》
（元バイオアッセイ研副所長・毒性）
○西川 秋佳 《座長》
（国衛研安全性研究センター長・毒性）
○山手 文至
（大阪府立大教授・毒性）
○代田 眞理子
（麻布大准教授・生殖）
○森田 健
（国衛研室長・遺伝毒性）

専門参考人

○小澤 正吾
（岩手医科大教授・動物代謝）
○太田 敏博
（東京薬科大教授・遺伝毒性）
○高木 篤也
（国衛研室長・毒性）
○長尾 哲二 11
（近畿大教授・生殖）
○林 真
（安評センター長・遺伝毒性）
○平塚 明
（東京薬科大教授・動物代謝）

フルオピラム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
- 新規登録申請 - インポートト レランス設 定要請	ピリジルエチル アミド系	コハク酸脱水素酵素（複 合体Ⅱ）阻害	殺菌剤	- 試験成績報告書 - 農薬抄録 - 海外作物残留試 験成績

本剤は、第 13 回農薬専門調査会評価第二部会（2012 年 2 月 27 日）で農薬抄録について 5 項目の抄録確認事項が出された。2012 年 4 月 20 日に回答として補足資料が提出され、第 14 回農薬専門調査会評価第二部会（2012 年 3 月 19 日）で審議された。

【第 14 回 農薬専門調査会評価第二部会における議論のポイント】

- 動物体内運命試験：特段の議論なし。
- 植物体内運命試験：特段の議論なし。
- 土壌中及び水中運命試験：特段の議論なし。
- 急性毒性試験：特段の議論なし。
- 急性神経毒性試験：

自発運動量及び移動運動量減少について議論され、神経毒性を示唆する所見ではないとされた。
- 90 日間亜急性毒性試験（ラット）：

雄で認められた「近位尿細管内硝子滴増加」について議論され、ヒトに対する毒性的意義が低いとされ、無毒性量の記載方法について議論された。
- 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験（ラット）：

30 ppm 投与群の雄で中間と殺時の軽微な小葉中心性から小葉中間帯の肝細胞大型空胞が認められたが、24 か月での計画殺及び途中死亡例ともに同所見は認められないことから毒性影響ではないとされた。
- 発生毒性試験（ラット）（ウサギ）：

「胸腺遺残」「胸椎体分離/軟骨分離」については、腹毎の統計検定の結果有意差が認められなかったことから、毒性所見としないこととされた
- 遺伝毒性試験：特段の議論なし。
10. ラットを用いた肝薬物代謝酵素誘導に関する試験：

対照としてフェノバルビタールのみを用いていること、げっ歯類における CAR を介した肝臓の変化のヒトへの外挿性、チロキシンの血中クリアランスについて議論された。

エタボキサム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
農薬登録 (新規)	チアゾールカル ボキサミド系	病原菌の胞子形成 等を阻害	殺菌剤	農薬抄録、 各種試験成績

【審議の経緯】

- ・第 36 回総合評価第二部会（2010 年 1 月 25 日）で 1 回目の審議が行われ、16 項目の追加資料要求事項が出された。
- ・追加資料要求事項に対する回答が提出され、第 15 回評価第二部会（2012 年 5 月 22 日）で 2 回目の審議が行われ、ADI が設定された。

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験（ラット）

- ・分布及び排泄は速やかで、体内への残留傾向なし
- ・投与後 48 時間における体内吸収率は、低用量で 71~72%、高用量で 48~61%
- ・主要排泄経路は糞中（66~92%TAR）
- ・糞中放射能の主要成分はエタボキサム、主要代謝物は D、E 及び F、尿中の主要代謝物は B 及び D、胆汁中の主要代謝物は B 及び D

2. 植物体内運命試験

- ・収穫時の可食部における主要残留物はエタボキサム及び極性画分
- ・10%TRR を超える代謝物は G（ぶどう果実）

3. 亜急性及び慢性毒性試験

主に精巣（精細管萎縮等、ラット）、肝臓（肝細胞肥大等）及び血液（貧血、イヌ）に毒性影響

4. 発がん性試験

雄ラットで精巣間細胞腺腫増加

5. 繁殖試験

雄ラットで授精率及び妊孕率低下、精子の運動性低下等

6. 発生毒性試験

母体毒性がみられる用量でラット胎児に内臓奇形、内臓及び骨格変異増加

7. 遺伝毒性試験

生体において問題となる遺伝毒性なし

8. メカニズム試験

- ・雄ラットでテストステロンの血中濃度減少、LH 及び FSH 増加
- ・ヒトエストロゲン受容体及びアンドロゲン受容体に対して、アゴニスト活性もアンタゴニスト活性なし
- ・ヒト副腎由来細胞において、テストステロン合成に対する影響なし

チフルザミド

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・魚介類 ・IT	酸アミド系	ミトコンドリア内コハク酸脱水素酵素を阻害	殺菌剤	報告書 農薬抄録

＊第6回農薬専門調査会評価第一部会（2011年3月9日）で1回目の審議（その他の試験[14. (1)]まで）が行われ、12項目の追加資料要求事項が出された。
2012年2月に追加資料要求事項に対する回答が提出された。

第1回審議時の議論のポイント

1. 動物体内運命試験：

農薬抄録中で「脂肪の対血中レベル比が経時的に減少したのに対し、肝臓は増加したことから、優先的に肝臓に蓄積する可能性が示唆された。（IX-23）」と考察されていたことから、毒性影響との関連性について、また、抱合パターンに雌雄差が認められていたことから、メカニズムを含めた毒性発現への影響について、追加資料が要求された。その他、農薬抄録の誤記について指摘がされた。

2. 植物体内、土壌中及び水中運命試験：土壌残留試験について、報告書の誤記について指摘がされた以外に特段の議論はなかった。

3. 亜急性毒性試験：

(1) 90日間亜急性毒性試験（ラット）について、小葉中心性肝細胞空胞化は明らかな影響であるため、用量相関性の認められた雄では200 ppm、雌では1,000 ppm以上を毒性と判断した。腎毒性の二次的な影響で血液学的検査値の変動がみられることがあるので、WBC及びNeu増加並びに貧血所見は影響と判断された。その他、抄録で背景データの範囲内であるため毒性学的意義がないとされていたPLTについて、背景データを示すよう、追加資料が要求された。

(2) 90日間亜急性毒性試験（マウス）については特段の議論はなかった。

(3) 90日間亜急性毒性試験（イヌ）について、雄のみに副腎の重量増加（有意差あり）、空胞化及び過形成（1例）が認められ、投与の影響と判断された。雌ではこれらの所見は認められなかった。最高用量の雌雄で認められた歩行異常等は、影響と判断された。

4. 慢性毒性及び発がん性試験：

(1) 1年間慢性毒性試験(イヌ)について、最高用量の雌雄で歩行異常、嘔吐等、神経病理学的検査で脊髄の病変が認められた。これらの毒性所見はイヌのみで認められ、ラット及びマウスでは認められず、また、ADIと比較した場合、非常に高い用量で認められた影響であることから、追加資料の要求は必要ないと判断された。

(2) 2年間慢性毒性及び発がん性併合試験(ラット)について、病理所見用語を適正化するよう追加資料が要求された以外に特段の議論はなかった。

(3) 18 か月間発がん性試験(マウス)について、病理所見用語を適正化するよう追加資料が要求された以外に特段の議論はなかった。

5. 生殖発生毒性試験：発生毒性試験(ウサギ)では最高用量で消瘦が認められ、体重は投与前に比べて減少しているため、『体重減少』と記載するよう指摘があった以外に特段の議論はなかった。

6. 遺伝毒性：特段の議論はなかった。

7. その他の試験：肝細胞空胞化が ADI 設定のエンドポイントになると考えられたため、リン脂質症との関連について追加資料が要求された

チフルザミド (THIFLUZAMIDE)

[illegible]

チフルザミド(THIFLUZAMIDE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉																	
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓																	
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓																	
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分																	
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳																	
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

シプロジニル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ 魚介類への基準値設定 ・ インポートトレランス設定	アニリノ ピリミジン系	メチオニン 生合成阻害	殺菌剤	農薬抄録 海外評価書 (JMPR 及び米国)

＊第 8 回農薬専門調査会評価第四部会（2011 年 6 月 7 日）で 1 回目の審議（その他の試験[14. (1)]まで）が行われ、9 項目の追加資料要求事項が出された。

2012 年 5 月に追加資料要求事項に対する回答が提出された。

第 1 回審議時の議論のポイント

1. 動物体内運命試験：胆汁排泄試験と尿及び糞中排泄試験の結果から腸肝循環が考えられることを評価書に記載が加えられた以外に特段の議論はなかった。
2. 植物体内、土壌中及び水中運命試験：特段の議論はなかった。
3. 一般薬理試験：症状観察用語を適正化するよう追加資料が要求された。
4. 亜急性毒性試験：
 - (1) 90 日間亜急性毒性試験（ラット）：Chol 及び PL 増加は毒性学的なメカニズムは不明である等の議論はあったが、影響と判断された。その他、病理用語を適正化するよう追加資料が要求された。腎尿細管慢性炎症については、他の試験も合わせて修正するよう要求された。
 - (2) 90 日間亜急性毒性試験（イヌ）：個体別の体重変化及び摂餌量を追加資料として求め、回答後に雌の NOAEL について判断することとなった。他に抄録の記載を適正化するよう追加資料が要求された。
 - (3) 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）：90 日間亜急性毒性試験（ラット）と同様、病理用語については、追加資料の回答後に確認することとなった。その他、有意差は認められなかったが、腎尿細管円柱増加は腎臓の一連の変化として影響と判断された。
 - (4) 90 日間亜急性神経毒性試験（代謝物 Q）（ラット）：代謝物 Q は、動物由来の代謝物ではなく、植物（ばれいしょで最大 7.8%TRR）や環境中で認められる化合物であったことから、90 日間亜急性毒性試験（ラット）との毒性の違いにつ

いて議論された。最高用量の雌雄で認められた肝細胞グリコーゲン減少について追加資料が要求された。

上記以外の試験については、特段の議論はなかった。

4. 慢性毒性及び発がん性試験

(1) 1年間慢性毒性試験（イヌ）：胸腺絶対及び比重量増加（有意差あり）は、血液、病理で変化が認められないこと等を総合的に勘案して影響としないと判断された。

(2) 2年間慢性毒性及び発がん性併合試験（ラット）：乳腺線維腺腫は背景データの範囲内であるが、毒性と判断された。雄で認められた肝細胞癌は、発生率が低く影響ではなく、有意差も認められていないことから、評価書への記載も必要はないと判断された。病理所見用語について追加資料が要求され、雌雄の **LOAEL** の所見については、評価書への記載を含め、回答後に判断することとなった。

(3) 18 か月間発がん性試験（マウス）：有意差のあった肉眼的病理所見（肝臓腫大）について統計検定するよう追加資料が要求された。

5. 生殖発生毒性試験：2世代繁殖試験（ラット）で認められた雄の腎臓の病理変所見について背景データとの比較を含めた再考察の追加資料が要求され、回答後に雄の腎臓重量変化及び **NOAEL** の設定については判断することとなった。

上記以外の試験については、特段の議論はなかった。

6. 遺伝毒性：特段の議論はなかった。

7. その他の試験：病理用語を適正化するよう追加資料が要求された。

シプロジニル(CYPRODINIL)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん	0.1	現行	0.1								
米(玄米)												なつみかん											
小麦	0.5	現行	0.5									なつみかんの外果皮											4
大麦	2	現行	2									なつみかんの果実全体	5	登録	5								4
ライ麦	0.5	現行	0.5									レモン	5	登録	5								4
とうもろこし	0.5	現行	0.5									オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	登録	5								4
そば	0.5	現行	0.5									グレープフルーツ	5	登録	5								4
その他の穀類	0.5	現行	0.5									ライム	5	登録	5								4
												その他のかんきつ類果実	5	登録	5								4
大豆	0.1	現行	0.1									りんご	5	現行	5								
小豆類	0.1	現行	0.1									日本なし	5	現行	5								
えんどう	0.1	現行	0.1									西洋なし	5	現行	5								
そら豆	0.1	現行	0.1									マルメロ	0.1	現行	0.1								
らっかせい												びわ	0.1	現行	0.1								
その他の豆類	0.1	現行	0.1									もも	2	現行	2								
ばれいしょ												ネクタリン	2	現行	2								
さといも類(やつがしらを含む。)												あんず(アブリコットを含む。)	2	現行	2								
かんしょ												すもも(プルーンを含む。)	2	現行	2								
やまいも(長いもをいう。)												うめ	2	現行	2								
こんにやくいも												おうとう(チェリーを含む。)	2	現行	2								
その他のいも類																							
てんさい												いちご	1	現行	1								
さとうきび												ラズベリー	2	現行	2								
												ブラックベリー	2	現行	2								
												ブルーベリー	3	海外									
												クランベリー											5
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ハuckleberry	3	海外									5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	海外				10					5	その他のベリー類果実	10	海外									5
かぶ類の根	10	海外				10					5												
かぶ類の葉	10	海外				10					5	ぶどう	5	現行	5								
西洋わさび												かき	5	登録		5							4
クレソン	30	海外				30					5	バナナ	5	登録		5							4
はくさい	1	海外				1					5	キウイ											
キャベツ	1	海外				1					5	パパイヤ	5	登録		5							4
芽キャベツ	1	海外				1					5	アボカド	5	登録		5							4
ケール	10	海外				10					5	ハイナッブル	5	登録		5							4
こまつな	10	海外				10					5	グアバ	5	登録		5							4
きょうな	10	海外				10					5	マンゴー	5	登録		5							4
デンゲンサイ												パッションフルーツ	5	登録		5							4
かりフラワー	1	海外				1					5	なつめやし											
フロコリー	1	海外				1					5												
その他のあぶらな科野菜	30	海外				30					5	その他の果実	3	海外									5
ごぼう												ひまわりの種子											
サルシフィー												ごまの種子											
アーティチョーク												べにばなの種子											
デコリ	30	海外				30					5	綿実											
エンダイブ	30	海外				30					5	なたね											
しゅんぎく	30	海外				30					5	その他のオイルシード	3	海外									5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	現行	1																				
その他のきく科野菜	30	海外				30					5	ぎんなん											
												くり											
たまねぎ	0.05	現行	0.05									ペカン											
ねぎ(リーキを含む。)	4	海外				4					5	アーモンド	0.02	現行	0.02								
にんにく												くるみ											
にら												その他のナッツ類	0.1	海外									5
アスパラガス																							
わけぎ												茶											
その他のゆり科野菜	3	海外				3					5	コーヒー豆											
												カカオ豆											
にんじん	0.8	海外				0.75					5	ホップ											
パースニップ																							
パセリ	30	海外				30					5	その他のスパイス	30	独立									
セロリ	30	海外				30					5	その他のハーブ	30	独立									
みつば																							
その他のせり科野菜	30	海外				30					5												
																							
トマト	0.5	現行	0.5																				
ピーマン	0.5	Codex			0.5						2												
なす	0.5	現行	0.5																				
その他のなす科野菜	0.5	現行	0.5																				
																							
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	現行	0.5																				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	Codex			0.2						2												
しろくり																							
すいか																							
メロン類果実																							
まくわうり																							
その他のうり科野菜																							
																							
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
米成熟えんどう	0.8	海外				0.6					5												
米成熟いんげん	0.5	Codex			0.5	0.6					2												
えだまめ	0.8	海外				0.6					5												
																							
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜	0.5	Codex			0.5	30					2												

シプロジニル(CYPRODINIL)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外					0.01				5	小麦ふすま	2	Codex		2	2
豚の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
牛の脂肪	0.01	Codex			0.01						2	すもも(乾燥させたもの。)	5	Codex		5	2
豚の脂肪	0.01	Codex			0.01						2	干しぶどう	5	Codex		5	2
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	Codex			0.01						2						
牛の肝臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
牛の腎臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
豚の腎臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
牛の食用部分	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
豚の食用部分	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	Codex			0.01		0.01				2						
乳	0.0004	Codex			0.0004		0.01				2						
鶏の筋肉	0.01										6-3						
その他の家禽の筋肉	0.01										6-3						
鶏の脂肪	0.01	Codex			0.01						2						
その他の家禽の脂肪	0.01	Codex			0.01						2						
鶏の肝臓	0.01	Codex			0.01						2						
その他の家禽の肝臓	0.01	Codex			0.01						2						
鶏の腎臓	0.01	Codex			0.01						2						
その他の家禽の腎臓	0.01	Codex			0.01						2						
鶏の食用部分	0.01	Codex			0.01						2						
その他の家禽の食用部分	0.01	Codex			0.01						2						
鶏の卵	0.01	Codex			0.01						2						
その他の家禽の卵	0.01	Codex			0.01						2						
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.0004										6-5						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.0004										6-5						
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.0004										6-5						
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.0004										6-5						
魚介類(貝類に限る。)	0.0004										6-5						
魚介類(甲殻類に限る。)	0.0004										6-5						
その他の魚介類	0.0004										6-5						
はちみつ	0.0004										6-5						

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

テブフロキン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
魚介類	—	ミトコンドリア 電子伝達系阻害	殺菌剤	・魚介類における最大 推定残留値に係る資 料

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 魚介類への基準値設定に係る諮問による第2版の審議。
2. 魚介類における最大推定残留値が算出された。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

ペンディメタリン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
飼料中基準値設定 適用拡大	ジニトロアニリン 系	成長点の細胞分 裂及び細胞伸長 阻害	除草剤	家畜代謝試験（ヤギ及 びニワトリ） 家畜残留試験（ヤギ、 ブタ等） 作物残留試験（そば及 びしょうが）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 飼料中基準値設定及び適用拡大（そば及びしょうが）に係る諮問による第2版の審議。
2. 家畜代謝試験における主要代謝物は、ヤギでUが13.5%TRR（0.0429 mg/kg）認められ、ほかに10%TRRを超える代謝物は認められなかった。
3. ペンディメタリン、代謝物P及びUを分析対象化合物とした、家残留試験が実施され、ペンディメタリンの最大値はヤギの肝臓で認められた0.25 mg/kgであった。代謝物P及びUは定量限界未満であった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

ペンディメタリン (PENDIMETHALIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値																							
米(玄米)	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	みかん	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
												なつみかん											
小麦	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	なつみかんの外皮											
大麦	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	なつみかんの果実全体	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
ライ麦	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	レモン	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
とうもろこし	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
そば												グレープフルーツ	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他の穀類	0.1	海外				0.1					5	ライム	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
												その他のかんきつ類果実	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大豆	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	りんご	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
小豆類	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	日本なし	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
えんどう	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	西洋なし	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
そら豆	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	マルメロ	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
らっがせい	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	びわ	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他の豆類	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----												
												もも	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
ばれいしょ	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ネクタリン	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	あんず(アブリコットを含む。)	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
かんしょ	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	すもも(プルーンを含む。)	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
やまいも(長いもをいう。)	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	うめ	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
こんにゃいも	0.2	現行	0.2	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	おうとう(チェリーを含む。)	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
その他のいも類	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----												
てんさい	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	いちご	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
さとうきび	0.1	現行	0.1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	ラズベリー	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
												ブラックベリー	0.05	現行	0.05	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	現行	0.05</																				

ペンディメタリン (PENDIMETHALIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
豚の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
牛の脂肪	0.01	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.01	その他									6-3	ミネラルウォーター類	0.02	WHO		0.02	2
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	その他									6-3						
牛の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
豚の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
牛の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
豚の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
牛の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
豚の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
乳	0.01	海外					0.01				5						
鶏の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
鶏の脂肪	0.01	その他									6-3						
その他の家禽の脂肪	0.01	その他									6-3						
鶏の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
鶏の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
鶏の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
鶏の卵	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の卵	0.01	海外					0.01				5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

ボスカリド（第4版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大	アニリド系	ミトコンドリア 内膜のコハク酸 脱水素酵素複合 体の電子伝達を 阻害	殺菌剤	・発達神経毒性試験 （ラット） ・作物残留試験（小麦、 てんさい等）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大（小麦、てんさい等）に係る諮問による第4版の審議。
2. 発達神経毒性試験（ラット）の結果、発達神経毒性は認められなかった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。